

議案第19号

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和4年2月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年鹿屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第53条第6項前段中「第5項」を「前項」に改め、同項中「「行わない」と、」の次に「「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、」を、「第4項中」の次に「「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、」を加え、「第5項中」を「前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。